

ニコングループ 現代奴隷および人身売買に関するステートメント（2019年3月期） （仮訳）

本書は 2015 年に成立した英国現代奴隷法に沿ったステートメントです。株式会社ニコンとその連結子会社を含むニコングループ（以下「ニコン」）は、自社事業およびサプライチェーンを通して人権侵害を犯さない・加担しないよう努めており、以下に現代奴隷および人身売買撤廃のための取組みについて述べます。

a. 企業/事業/サプライチェーンの概要

ニコンでは 1917 年の創業以来培ってきた「光利用技術」と「精密技術」をベースに、デジタルカメラや交換レンズを取り扱う映像事業、FPD 露光装置や半導体露光装置を取り扱う精機事業、顕微鏡や網膜画像診断機器を取り扱うヘルスケア事業などを展開し、これらの機器・装置の製造・販売を行っています。企業/事業についての詳細は、株式会社ニコンのウェブサイトの「企業情報」ページをご参照ください。

なお英国では、Nikon U.K. Ltd.、Optos plc、Nikon Metrology UK Ltd. および Nikon X-Tek Systems Ltd. の各グループ会社が製品の製造・販売・サービスなどの事業活動を行っています。

ニコン製品の部品や一部の完成品は、日本国内外の外部の調達パートナーから調達しています。調達パートナーを国別にみると日本、中国、タイの 3 カ国で 9 割以上を占めています。（調達パートナーの本社の所在国別に取り引金額ベースで算出）

b. 現代奴隷/人身売買に関する方針

ニコンの社会的責任の基本姿勢を示し、また、ニコンで働く一人ひとりに求められる行動の規準として、ニコンは『ニコン行動規範』を定めています。この中では「人権の尊重」および「サプライチェーンにおける社会的責任」について述べており、自社事業だけでなく、調達パートナーや事業パートナーへも強制労働・児童労働の禁止を求める姿勢を明確にしています。本行動規範に基づき、ニコンの事業活動に関係する人権課題について、ニコンがどのように取り組んでいくかを明確にするため、2019 年 4 月『ニコン人権方針』を制定しました。その中で、「強制労働・児童労働の禁止」「労働時間と賃金」などの 7 つの課題をニコンの事業活動に関する特に重要な人権課題として特定し、取り組んでいくことを表明しています。

ニコンは 2018 年 5 月、電子、小売、自動車業界などの企業をメンバーとするグローバルな CSR アライアンス「Responsible Business Alliance (RBA)」に加盟しました。RBA はサプライチェーンにおいて労働環境を改善すること、従業員の権利と福祉を確保すること、などを明確に規定する行動規範を定めており、ニコンも RBA の行動規範の遵守に努めています。

サプライチェーンに対しては、2015 年 8 月に『ニコン CSR 調達基準』を策定し（最新改訂：2018 年 10 月）、調達パートナーに遵守を要請しています。同基準は、RBA の行動規範に準拠して、「強制、拘束（債務による拘束を含む）または年季契約労働、非自主的な囚人労働、奴隷や人身売買による労働力」を禁止する内容を含んでいます。

またコンゴ民主共和国および隣接国で起きている紛争鉱物問題に対し、ニコンは「紛争鉱物対応方針」を制定し、武装勢力が採掘・仲介等した「紛争鉱物」を使用しない方針と、強制労働や児童労働を含む人権侵害に加担しないように努める姿勢を示しています。

なお、ニコンは『国連グローバルコンパクトの 10 原則』を支持しています。

前述した在英のグループ会社にも、これらの現代奴隷/人身売買に関するグループ方針が適用されています。

- c. 現代奴隷・人身売買についてのデュー・ディリジェンス・プロセス
- d. 現代奴隷・人身売買についてのリスク評価・管理
- e. 現代奴隷・人身売買が発生しないようにする措置について、適切な指標での測定とその有効性

上記の『ニコン人権方針』において、ニコンの事業活動に関する特に重要な人権課題として、「強制労働・児童労働の禁止」「労働安全衛生」「労働時間と賃金」「サプライチェーンにおける人権課題」など7つの課題を特定し、取り組みの強化を進めています。

ニコン内においては、毎年人権・労働関連のモニタリングを行い、児童労働・強制労働が行われていないことの確認に努めています。2019年3月期（当期）は、外国籍従業員（移民労働者や日本の外国人技能実習生を含む）の有無を確認するとともに、彼らに不当な労働を強いるようなリスクある行動がとられていないかを確認しました。その結果、パスポートの会社側保管や違法な長時間労働、その他、リスクとなる典型的な行動・状況は確認されませんでした。また、当期に特定した課題でもある賃金についても質問を追加し、特に深刻な問題は確認されませんでした。

またRBAの行動規範をニコン内でも遵守するため、当期はまず国内の生産系事業所およびグループ会社において、セルフ・アセスメント形式の調査を実施し、リスクのレベルを確認しました。その結果、深刻なリスクは発見されませんでした。2020年3月期は、海外の生産系グループ会社で調査を実施の予定です。

ニコンの従業員は、行動規範に違反した、または違反する恐れのあることを知った場合には、社内または各地域に設置された外部の報告相談窓口へ通報することができます。窓口へは匿名での通報が可能です。

サプライチェーンについては、ニコンは調達パートナーに『ニコン CSR 調達基準』の遵守を要請し、その状況を定期的にモニタリングしていくことで、現代奴隷・人身売買を含むサプライチェーン上のリスクの確認に努めています。

ニコンは、CSR 調達基準の遵守を確認する合意書の提出を調達パートナーに要請し入手しており、当期末までに620件の合意書を入手しました。

『ニコン CSR 調達基準』の遵守状況を確認するためのセルフ・アセスメントの調査は、同基準の策定以来、毎年約200社の調達パートナーに対して実施してきました。当期も調達パートナー208社に対して実施しました。2017年3月期からの3年間の調査により、取引高の約80%に当たる約600社の重要な調達パートナーへの調査が一巡し、全体状況が把握できました。当期は、各調達パートナーに満たして欲しいレベルとして、CSR 調達基準の遵守率65%という基準を新たに決めました。これはRBAが高リスク企業として定める基準を参考にしています。2020年3月期からはすべての調達パートナーに対して遵守率65%以上を要請していきます。この基準以下の調達パートナーに対しては一定期間の改善支援も行いますが、どうしても改善されない場合には、取引の中止を検討していく予定です。

セルフ・アセスメントを実施した調達パートナーの中から、潜在的にリスクが高いと判断した会社を抽出し、事前通知をした上で第三者機関による訪問監査を実施しています。当期は、タイと日本の4社に対して監査を実施しました。監査の結果、主に労働時間と賃金については是正が必要と思われる項目があり、改善を指示しました。一方、訪問監査先として抽出するには至らないが相対的にリスクが高いと判断した会社10社へは、ニコン CSR 調達基準を満たしていなかった項目について書面で改善指示をしました。これら合計14社へは改善計画書を策定するよう要求し、ニコンの承認後、計画に沿った措置を実施中です。

また、前期に訪問監査または書面により改善の指示をした13社については、当期中にすべて、指摘事項の改善が終了したとの報告を受けました。

外国人労働者の労働環境が深刻な問題となっている中、当期は、調達パートナーに外国人労働者を仲介している業者2社を対象に調査を実施しました。この業者は、2社とも日本の業者で、ベトナムの労働者を日本の調達パートナーに斡旋していました。まず仲介の手順を業者に図式化してもらうことから始め、現在も継続して対応中です。

紛争鉱物の問題では、紛争鉱物対応方針に従い、サプライチェーンでの紛争鉱物含有調査において自社の製品に紛争鉱物が使用されていないことを確認していくことにより、現代奴隷・人身売買

などの人権侵害への加担を防ぐ努力をしています。

前述した在英のグループ会社も、グループの一員としてこれらの活動に参加し取り組みを実施しています。

f. 現代奴隷/人身売買に関する社員研修・能力開発

前述の通り、ニコンは2019年4月に「ニコン人権方針」を策定しました。従業員へは、日本においてはイントラネットで告知、日本国外ではグループ会社社長経由で従業員への周知を依頼しました。2020年3月期に、人権方針や人権課題に関する教育を実施の予定です。

当期は、2018年4月に改定した「ニコン行動規範」の教育をグループ全体で行いました。新行動規範では人権に関する説明が強化されており、行動規範の教育の中で人権の重要性や役員・従業員が心がけなければいけないことについて説明しています。eラーニングまたは集合教育により、2019年3月末現在で、ほぼ100% (99.8%) の役員・従業員（派遣社員を含む）に新行動規範の教育が完了しました。

またサプライチェーンについては、調達部門の従業員および調達パートナーへ『ニコン CSR 調達基準』の説明を毎年実施しています。当期も、各事業部門の品質部門長・調達部門長などをメンバーとして開催されるサプライチェーン部会や、毎年日本、中国およびタイで開催している調達パートナー向け説明会、そしてその際に行われるニコン調達部門担当者向け説明会等にて、ニコン CSR 調達基準の説明を実施しました。説明には英国現代奴隷法をはじめとしたサプライチェーンの人権問題に関する国際的な動向などを含んでいます。当期の説明会には、社員66名、調達パートナー516社が参加しました。

RBAのツールを活用した教育も検討中です。当期は、トライアルとして1社の調達パートナーにRBAのeラーニングを実施しました。

本ステートメントは、2019年9月6日に開催された株式会社ニコン取締役会において承認されました。さらに、本ステートメントは、2019年8月22日にNikon U.K. Ltd.の取締役会、2019年8月23日にOptos Plcの取締役会、2019年8月5日にNikon Metrology UK Ltd.の取締役会および2019年9月5日にNikon X-Tek Systems Ltd.の取締役会で、それぞれ承認されています。以下の署名者は、各取締役会に出席しました。

2019年9月19日

株式会社ニコン
代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
馬立 稔和

2019年9月19日

Nikon U.K. Ltd.
Managing Director
John Walshe

2019年9月19日

Optos Plc
Director and Chief Executive Officer
Robert Kennedy

2019年9月19日

Nikon Metrology UK Ltd.
Director & President
Berend van Iterson

2019年9月19日

Nikon X-Tek Systems Ltd.
Director & President
Steve Hansen